

第五十五回 参議院商工委員会會議録第十八号

昭和四十二年七月十八日(火曜日)
午前十一時十一分開会

委員の異動

七月十四日

辞任 矢追 秀彦君

補欠選任 鬼木 勝利君

七月十五日

辞任 鬼木 勝利君

補欠選任 矢追 秀彦君

七月十八日

辞任 白木義一郎君

補欠選任 黒柳 明君

出席者は左のとおり。

委員長

鹿島 俊雄君

理事

井川 伊平君

委員

上原 正吉君

重政 庸徳君

津島 文治君

村上 春蔵君

横井 太郎君

大矢 正君

近藤 信一君

竹田 現昭君

黒柳 明君

高山 恒雄君

政府委員

通商産業大臣

菅野和太郎君

説明員

通商産業大臣官房参事官

荒玉 義人君

労働省職業安定局雇用政策課長

細野 正君

事務局側

常任委員会専門員

小田橋貞寿君

本日の会議に付した案件

○特定繊維工業構造改善臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○石油開発公団法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鹿島俊雄君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、衆議院送付の特定繊維工業構造改善臨時措置法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のあり方は順次御発言を願います。

○高山恒雄君 特定繊維工業改善臨時措置法案に対して質問申し上げたいと思ひますが、わが国の繊維産業は百年という長い歴史を持つておりまして、戦前までは輸出産業の最高の位置を占めておつたことは論を待ちません。なおまた、戦後わが国の経済復興に貢献をし、特に食糧不足に対する見返り物資として最大の貢献をしたことも間違ひ

のないところでありまふ。ところが、最近における東南アジア等の一部繊維産業の新設、またはアメリカにおいては近代化が非常に進んでおりまふ。しかもまた流通部門の改善、消費者との直結した近代経営にして繁栄しておることも、これは事実でございます。特に英国等においても五九年以来綿業法等による、特に労働者の適切な施策のもとに垂直系列化が非常に進んでおる。しかも、その近代化のために、英国経済の有力な一翼をになうことになっておるのであります。それ以前は日本の繊維産業が国際的にも優位の立場にあったのであります。ところが、わが国の繊維産業は昭和三十一年以来設備制限法で、むしろ逆にやみ紡績が激増して、過当競争は激化してござります。むしろ反対に生産秩序は乱れて不況を招く大きな原因となつたのであります。政府は再度過剰設備の廃棄を目的とするスクラップ・アンド・ビルドによる新法を制定したのであります。その実効は、資金の何らの裏づけもないために、その実績があらなかつたというのが現実ではないかと考えております。そこで、今回再び新々法としてこの法案が提出を見たのであります。この間政府の判断の甘さ、また業界の非協力等は、強く自責さるべきであると思ひます。

そうして、今回こそは政府、業界ともにその責任の重大性にかんがみて、百二十万に及ぶ繊維の労働者にも少し大きな夢と希望を与える必要があるのではないか、かように考えております。今後の発展に期待することは非常に重要な問題かと思ひるのであります。

そこで、私は第一番に、紡績の問題を中心として質問申し上げたいのであります。まず紡績の問題は、政府の法案の内容によれば、過剰設備の処理に重点が置かれておりますが、過去において処理は進まなかつた、その理由は一体何があつたかということがまず聞きたいのであります。

なお二番目に、今回の改革で百社以上の中小企業も確実にこれを実施しようという意欲があるのかないのか、そういう点は政府として掌握しておるかどうかという点をひとつお聞きしたいと思ひます。まずこの答弁をひとつお願いしたいと思います。

○政府委員(乙竹虎三君) 第一に、旧法及び新法におきまして紡績の廃棄処理が進まなかつた理由は、旧法におきましては封緘格納を主としたして需給調整をいたしておりました。自主廃棄はきめておりましてけれども、アウトサイダー命令はなかつた。先生御指摘のように、買い上げ補償等の財的措置も講じておりませんでしたために実効があつておりません。新法におきましては、スクラップ・アンド・ビルドの方式によりましては、新法制定当時予定いたしました線におきましてはほぼ廃棄は進んでおりまして、当初三百三十三万錠格納いたしましたところ、現在まで百八十四万錠の廃棄が行なわれております。

第二の中小紡績につきましては、御指摘のように、非常に多数、三百社余あるわけでありましてけれども、この意欲は非常に旺盛であります。今回の構造改善の動きは中小紡績のほうから出てまいつておりまして、不況時におきまして真の体質改善、構造改善、これに必要な過剰設備の処理がなければ中小紡績を底辺とする日本の紡績業は立ち直れないという認識から、今回の構造改善の動きが起きてきたと承知しております。その後の意欲も全然衰えておらぬというふうに私たちは考えております。

○高山恒雄君 二番目に、中小紡績企業は、今後の生産と経営の規模を大体この法案では五万錠を基礎に積極的に拡大するようですが、このような意思を持つておると思ひますか。もちろん内外の情勢にかんがみて大企業に拮抗する実力をつけるといふ必要はあると思ひますが、しかし、現実

はもっと深刻なものがあるのではない。単に規模だけを拡大しても、労働力不足からくる困難性があるのではないかと考えます。この点、特に地域的に中高年齢層の雇用をせざるを得ないという状態が起つておると私は思つておるのではないです。同時に、一方、経営者の中には三万鍾の基礎ぐらいが適切と思われる意見もあるのではないかと申します。労働力からくる今日の繊維産業の現状は非常に深刻なものであるからでありまして、この点についてそういう意見もあるということをお聞きしたいと思います。政府はこの点に御承知だろうかと思ひますが、これをまずひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(乙竹慶三君) 御指摘のように、綿紡績業におきまして生産番手の適正生産規模は、設備面を中心とし、いわゆる経営面を中心とした場合、五万鍾は単一番手においてほしいというのを基礎にした考え方を示はわれわれは持つております。ただし、労働事情は御指摘のように非常に深刻でございます。また、日本各地におきましても相当違ひますので、むしろ人を集める面、ないし定着性から見ました労働面の適正規模という考え方も十分これは考えなければいけないと思ひます。その場合は、したがって実情に応じて判断をする必要が十分にあると思つております。

○高山恒雄君 もう一つの問題は、労働組合のほうでは、特に全職同盟等においては時間短縮の計画的なものを持つております。しかも週休二日制も実現しよう、こういう考えもあるようでありま

す。その場合に、適正設備は一体どういふふうにか考へておられるのか。現在さしあたり二百万鍾をやるといふことですが、目的としては三百万鍾、こういうふうにも言つておられますけれども、こういう週休二日制、いわゆる先進国と同一の時間短縮をやる、こういうことは、私は、現に実行されるべき段階に日本はきておると思ひのであります。そういうことは着々進行すると思ひ

ます。それに対して、政府としては現在の三百万鍾をやつぱり廃棄してやつていこうというこの考へ方は適切なかどうか、この点はどうお考へになるのか、この点をひとつお聞きしたいのであります。

○政府委員(乙竹慶三君) 全職同盟におきまして週休二日の要求のあることはわれわれも承知はいたしております。ただし今回の過剰設備処理におきまして、われわれが計算の根拠に使用したの

は三百八日稼働二交代制という基礎に基づいた計算をいたしております。

なお、週休二日制の場合の労働者の週休日とそれから工場の操業休止との関係は、この両者を断ち切ることも可能であるといふふうにか考へております。

○高山恒雄君 断ち切ることも考へておられるようでありますが、しかし、この問題はやはりもっと具体的なものを私は申し上げたいのでありますけれども、政府の考へ方の構想は約五年間における計画の一つとして三百万鍾を廃棄しようという考へであります。全職が考へておられますこの週休二日制も三年間にはそれを実現したいという考へ方を持つておるのであります。したがって、五年計画の中に、もし週休二日制が実現するというこ

とになった場合、廃棄の見通しというものは非常に困難はありましようけれども、これは適当な方向を私は考へておかないと、再度問題が起つてくるのじゃないか、こういうふうにか考へておられます。それと関連してではございませうけれども、一方においては経営者の中に二十四時間操業をやるべきだといふうわさが出ております。また、現実にやろうとしている気配もできておるのではないかとこの危険を私は感じております。そうしますと、構造改善のあり方についてこれを一体どう考へるのか。むしろ二十四時間の操業といふことになりまうと、相当のやっぱり過剰生産ということができてきます。したがって、この週休二日の問題と二十四時間操業、もちろんこの二十四時間操業には、繊維産業を主体とするような面では、相

当の国がやつてゐることは私も事実承知いたしております。中共等においてもほとんど二十四時間でございますから、この点は両方並行的なものを考へていかないかと、私は問題が起つてくるのではないかとこの感じをいたしておるのですが、こういう点に具体的に政府は取り組んだ一つの資料でもあるのか、あるいはまだこれからやろうとしてお考へになつておるのか。この点ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(乙竹慶三君) 先進国はもろろんのこと、後進国の紡績もすでに二十四時間操業が多数を占めておることは先生も御承知のとおりであります。コストダウンをはかり、国際競争力をつけ

てまいります場合におきましては、二十四時間操業はやむを得ないといふふうにかわれわれは考へておる次第でございます。今回の構造改善の多くるみには、五年間に二百五十万鍾ほどの二十四時間操業の工場が出現するものという一応の推定で計算をいたしております。

○高山恒雄君 次に織布業について質問したいと思ひますが、今回の織布業における構造改善対策は、政府としてかつてない産地ごとと商工組合計画による改善をやつていこうということですが、しかも、それを大臣の承認によつて行なうということになつておるようでありまうと、従来にない計画であるといふことで、私は適当な処置かと考へております。しかし、ここで問題になりますのは、御承知のようにこれは農業政策との関連がございませうけれども、政府がいま考へておられるような改善対策をやらうとしておられる問題と、一方には零細企業が蔓延しつづつあるという現状、これはなぜかと申しますと、日本の農業政策が非常に

におくれているためにその農業の、最も何と申しますか、農閑期を利用して、そして数台の織機で織布をひとつやつていこう、こういう傾向が今日出てゐるのであります。したがって、一方には構造改善をして、ある程度の企業らしい企業としての進歩をはかつていこうという政策と、一方には逆行する形の現実が起つてゐるというこの問

題を考へますときに、これは無視できない問題だと私は考へてゐるのであります。そこで政府は、この家内工業的な小規模のものを、いかに今後計画的にあるいはまた指導しようというなにかあるのか、これが一つお聞きしたい非常に私は重大な問題だと考へております。構造改善を一方ではやり、一方ではそうしたものがそつたものがどんだんふえていく、こういう問題が並行的に現出していくのをそのまま放任したら、いかに構造改善をやつてみても、生産秩序の紊乱ということは大きく市況にも影響するし、将来の国際競争にも重大な影響があるわけですから、こういう面をひとつどう計画と指導を持つておられるか、これをお聞きしたい。

○政府委員(乙竹慶三君) 高山委員御指摘の点は、織布業の構造改善におきまして一番むずかしい点であるといわれわれ覚悟をいたしております。産地別の計画をつくり、産地のリーダーに指導をさせて産地の地縁、血縁関係によりまして産地ぐるみの振興をはかつていこうということをねらひました今回の計画も、ただいまの非常にむずかしい問題に對します一つ一つの解決策であるといふふうにも思つてゐるからであります。で、零細機屋である場合に、これが適正規模に達してない場合には、この零細機屋は、もし労働条件を特に悪化させるのではない場合におきましては、他の企業、特に海外の企業との競争において打ち勝つていけないのは、これは当然でございますので、何とかしてこの零細機屋の規模を適正化していくという努力をいたしたい。今回の措置におきましてグループ化、このグループ化は零細機屋同士が集まること、ないし親機を中心に集まること、ないし製造問屋を中心に集まること等、いろいろのタイプを考へておりますけれども、零細機屋の適正規模化、組織化に非常に重点を置いた計画をつくつてまいりたいといふふうにか考へております。

○近藤信一君 関連。いま高山委員から織布の零細企業といひますか、その問題について質問がありました。私それに関連しまして、本委員会に提

案されております、あとから御審議になる団体法の改正による協業組合の問題があるわけなんです。おおむね繊維産業におきましては、いま高山委員も言われましたように家内工業的な零細企業が非常に多い、これは各産地にあるわけなんです、団体法が改正されました時に協業組合ができるわけなんです。その協業組合と産地組合との今後のかね合いの問題、それをどういふふうによつていくか、これは将来大きな問題として各繊維産業においていろいろと各地にできてくるだろう、こういうことを私は想像してお尋ねするのですが、そのかね合いの問題は、今後どうなりますか。

○政府委員(三竹虎三君) 協業組合は、今後産地組合の有力なる構成員に育っていくことをわれわれは期待をいたします。先ほど御説明いたしましたように、産地ぐるみの構造改善事業計画の立案者は産地組合でございますし、また、実行者も産地の組合でございますが、産地の組合は当然組合員から構成されており、組合員は個人の企業者、法人の企業者等でございますが、零細機屋を適正規模にまともな上げて一つの経営体として育っていくという場合に、この協業組合が重要な一つの手段になるというふうに考えます。

○近藤信一君 その場合に、協業組合がつくられますね、それから一方産地で構造改善のために産地組合に全部責任を持たせるでしよう、融資の問題なんか。そうすると協業組合としてやはりまた中小企業振興事業団ですか、このほうから融資してこの協業組合でやっていく場合、産地組合に責任を負わせる面とそれから独自にやれる面と二つ出てきやしないかと私は思うのですが、その場合にはどうなるのですか。

○政府委員(三竹虎三君) 現在私たちが考えておりますのは、もともと協業組合が今後どういふふうなかつこうに発展をしていくか、その辺はわからない点もございますけれども、現在私たちの頭の中にあるのは、協業組合は、いま申し上げましたように、産地組合の他の構成員と同様の立場に立つ、したがって、中小企業振興

事業団から融資を受けます主体は、産地の産地組合でありまして、協業組合は、たとえば新鋭の機械におきましては産地組合からリースのかつこうで機械の賃貸を受ける、こういうふうな姿になると思ひます。

○高山恒雄君 まあその問題、非常に重要な問題だと思ひますが、次に進みたいと思ひます。

この家内工業的規模の企業の問題は、ほんとうに政府も十分つかんでないのではないかと、こういう私は感じがしてゐるのです。そこで、これは繊維局だけで問題が解決がつく問題ではないのです、実際に申し上げますと、けれども、少なくとも繊維局と労働省においては、私は前から繊維局に労働部をひとつ置けというくらいまで主張したいのであります。この零細企業のためにそういう考えを持っています一人でありまして、労働省にもお聞きしたいのですが、家内労働法というものは答申が出て久しくなるのです。いろいろ予算委員会でも質問をして答弁をしておられますけれども、一体これどういふふうにお考えになつてゐるのか、これも法案をつくらせていこうというお考えであるのかどうか。それから特に産地別の最賃です、これが非常におくれてゐるのです。いままでに三十二歳くらいの中高齢の労働者が組合もよくつくつていないというところ、一日に五百二十円の給料で働いて、失対労働者の賃金よりも安いという実態は、これは見のがすことができないのです。したがってこの中小企業規模の問題が解決がつかないと、そういう条件を立て直すことができないので、通産省もこういう問題に對してはどういふふうにお考えをしておられるのか、労働省もまたこれに對してはどういふふうにお考えになつてゐるのか、この点をお聞きしたいのです。これは実は大臣にお聞きしたいのですが、きょう要求したのでありますけれども、衆議院のほうで多忙のよう、しかたがないのですが、実りのある、実現できることを私は答弁してもらひたいのです。これは何回となしに問題となつてゐる問題で、いまこで中小企業の問題以外の零細企業をどうす

るか、この零細企業こそ今日日本では大きな問題になつてゐるのでありますから、この点、労働省からも、また通産省はこういう問題についてどういふふうにお考えを折衝をして将来持つていこうとお考えになつてゐるのか、この点をお聞きしたいのです。

○政府委員(海部俊樹君) 大臣が来られませんが、で、ほんとうに申しわけございませんが、政務次官がわつてお答え申し上げます。

先生御指摘の家内労働法についてであります、特に繊維産業の繊維業の実態というものは、まさにこの家内労働法が最も必要とされる状態ではなからうかと、私もその実情を検討いたしまして感じておるところであります。御承知のよう、ただいま家内労働審議会というものを発足いたしました、一応のめどは昭和四十四年の三月までに何らかの答申をもちょうとすることで発足いたしておりますけれども、いかにもそれで時期が長過ぎるということで、明年の三月末までに答申をしてほしいということを労働大臣から審議会にお願いをいたしまして、明年の三月までに何らかの答申を受け取つてそれを検討した結果、家内労働法の成立に全力をあげたいというものがまだいま労働省の基本的な考え方でございます。もちろん、これができまると問題になつております。最低賃金の問題であるとか、家内労働というものをどの点に重点を置いて、中小零細企業と家内工業とをどう區別していくか、いろいろ問題が出てくると思ひますが、ただいまは審議会の答申待ちと、こういう状態になつております。

○政府委員(栗原祐幸君) ただいま労働政務次官からお話がありましたこと、私も考え方は同じでございます。今後労働省とよく協議いたしまして善処してまいりたい、かように考えております。

○高山恒雄君 労働省、もう一つ聞きたいのです、むろんその家内労働法の問題はそれで、まあ答申も早く出すような方向で促進しておられるようですからとしますが、産地別の最賃をやつば

り確立すべきだと思ひます。全国一律最賃というものは、もう御承知のようにこれは何回となしにこれも質問が出ております。ところが、全国一律いかに、産地別賃金分もいかに、ということでは、これはもうどうにもならないと思ひます。産地別賃金の確立をはかつていくと、こういう問題を一体検討されておられるのかどうか私は疑うのですが、労働省、検討されておられるならその具体的な問題をひとつお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(海部俊樹君) 先生御指摘のようなことをいろいろと検討はいたしております。そういたしまして、製造業の中で重点的な職種として繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業、こういうものを取り上げまして、使用者数とか労働者数とか、いろいろなものから検討はいたしております。

○高山恒雄君 それじゃ次に進みたいと思ひますが、今度の新法に基づく法案の第六条の二項、第十八条の二項、「労働者の職業の安定につき配慮する」とあるのですが、その裏づけとして了解できるのは何かという問題なんです。これは労働省もやっぱ検討されたのだらうと私は思ひますが、労働省並びに通産省の、この問題に對して具体的にどういふふうな安定する方法の配慮というものがなされるのか、これをひとつ御説明願ひたい。

○政府委員(三竹虎三君) まず計画策定面におきまして、労働省と十分御相談をしております。すなわち、紡績業におきましては基本計画及び実施計画をつくりますが、この中身には、重要な労働関係の事項があるわけでありまして、十分労働省と御相談をしております、同じように繊維産業につきましては、産地別に作成され提出される構造改善事業計画を通産大臣は承認するわけでございますが、その際にも労働省と十分御相談をしてまいりたいと思ひます。

第二に、具体的な事項といたしまして、雇用促

進事業団の業務につきましては、特定繊維工業の関連労働者の実情を十分に考慮して実施をしていただくということ。さらにまた、公共職業安定所における広域職業紹介の強化等によりまして強力なあつせんをしていただくというようにすること。

さらに第三点として、職業転換給付金制度を活用いたしまして、特定繊維工業内からの離職者の再就職につきまして本制度を活用するということが、以上ににつきまして労働省と密接に連絡をし、お話し合いを進めております。

○高山恒雄君 たいだいまの説明で、万遺憾なきを期していきたいということでありまして、今後の問題としてわれわれも監視していきたい、というふうなことを考えております。

次に、今回は紡績と並びに織布業が構造改善の対象の中心になったわけですが、ところが並行的にどうしてもやらなくちゃいかなかったのは、私はやっぱり染色加工だと思ふんです。これをどうして入れなかったのか。染色加工こそ日本では最も国際的な競争にたえらるる産業としていかなければならぬ問題があるのです。それはいまから数年前は、デザイン等においてもこれは一年も日本はおくれてやつたというものが、最近では六カ月ない五カ月で縮んできたと。その点は非常に優秀な国際競争にたえらるる技術を擁したと私は思っております。ところが、技術だけではこれは発展しないのでありまして、またそこにおる労働者も恵まれない状態にあるわけです。それは何かといえますと、やっぱり近代的な産業でないために、加工賃もたかかれる、そのために労働者は非常に不幸な立場にある、こういう問題があるわけです。そこで、私は、繊維局としては、染色加工並びにメリヤス、魚網、これら最も――

特に今日のような資本の自由化というような問題になってきますと、一番先にそういう国が目をつけるのは何かといえますと、日本の技術なんです。技術を先に目をつけるんです。これは染色加工もそうでしょうし、魚網も、日本の魚網としては一時は恵かったですけども、今日は世界でも

優秀な技術を持つております。こういう作業を並行的にやらなければ、単に紡績と織布業をやっただけでは、その効を奏することはできぬ、こういうふうに私は考える。この点についてはすみやかにやる必要があると思うが、また、これに対してどういう施策を政府としては持つておられるのか、お聞きしたい。

○政府委員(三竹虎三君) 繊維産業の構造改善をいたしたために、紡績及び織布だけで不十分なこととわれわれも十二分に考慮しております。特に製品を高級化したために染色、整理が必要であると存じます。染色、整理につきましては目下検討中でございますが、事態の緊迫性及び業界の盛り上がり、熱意も相当なものでございまして、問題は、いかなる方法いかなる手を用いるれば構造改善ができるかという知恵が、実はまだわれわれに十分出てこないという点で、目下勉強をしております。

第二に魚網でございますが、魚網におきましては、業界の盛り上がりもだんだん出てまいりまして、今回一致した体制もでき上がりつつございまして、近代化促進法に、今年指定することになり定めました。近く指定の運びになりまして、次に本格的な構造改善をするまで盛り上げてまいりたいと考えております。メリヤスにつきましては、これは染色と同様でございますが、本年度正式に調査費を要求いたしまして、調査を進めております。

○高山恒雄君 次に、これもいつも問題になる問題ですけれども、念のために申し上げたいんですが、韓国による保稅加工の問題ですね、この現実が、日本の政府としては十分な資料も私はないんじゃないかと思ふんです。しかも大阪通産局、名古屋通産局としての資料はありますけれども、集約したものがあるのかないのか、この保稅加工の問題がものすごく中小企業に大きな影響がある。特に新聞でも発表されましたように、韓国の二億ドルの借款の問題等が出ておりましたが、こ

れらの問題は、日本の中小企業に大きな影響があるんじゃないかという私は心配をしております。このことはあまり心配せぬでもいいのかどうか、また、この借款問題は実現するのかしないのか、見通しはどうお考えになっているか、これをひとつ聞きたい。

それからもう一つは、もう時間ありませんから申し上げたいのですが、蚕糸業の問題で、一つだけ触れたいと思ひます。今度も蚕糸事業団法の一部改正をやっております。これはもう言うまでもございせんが、戦前戦後を通じての最大の高値のいま系が出ていることは皆さん御承知のとおり、これは農業等の政策もあるでしょうけれども、七千六百九十円なんというべらぼうなことは、これはかつてなかったのですが、これが維持できるような方向に今度の価値では私に思ふのです。繭を買い取るには製糸の値段がどうしても――繭糸を製糸の値段に並行して高く買わねばなりません。そうすると結果的にはもし日本の国内の消費、輸出等が伸びないというような状態になった場合に、糸高の生産安、あらしが必ず来ると思ふのです。こういう問題を一体通産省としてはどうお考えになっているか。むろんいま韓国なり中共あたりから輸入もしているようでありましても、この高値のままで製品も安定した方向を打ち出していくことができるかどうか。これは業界も心配するところでしょうが、私はこの点はよく通産省としてはお考え願わないと、万一の場合があった場合に、ものすごい倒産も起こるのじゃないかという危険すら考えるのです。どうお考えになっているか、この二つの問題、ひとつお願いします。

○政府委員(三竹虎三君) 第一に、韓国に對します保稅加工の問題でございますが、これは国内の同業者に非常に大きな損害を加えるようなことには絶対にいたさないように、われわれ十二分に配慮をして、この問題を進めてまいりたいというふうに考えます。それから二億ドルの問題でございますが、これは本年五月張副総理が来られ

ましたときに、民間供与を促進して、今年じゅうに二億ドルに達する輸出承認を出してほしいという要請が非公式にあったということとをわれわれは聞いておりますけれども、公式な話としては何らわれわれ聞いておらぬ、こういう段階でございます。

それから第二点の生糸の値段、ほんとうにわれわれも実はこれはいまのような生糸高では輸出もできませんので、適正な値段で国内産の繭が増産になるように、さらにまたこうなると、必要なる繭なし生糸を海外から入れる必要があるというふうに考えまして、農林省とも十分に打ち合わせを進めている状況でございます。

○高山恒雄君 その問題については、私も追及してお聞きしたいのですが、農林政策からいへば、たばこ一アールつくって年収十三万あける、桑園ならいままでは九万しかあがらなかった、こういうなことがあったのです。ところが今日の値段ですと、やはり桑園でも十三万四程度の収入があるわけなんです。したがって、たばこをやるよりも養蚕をやったほうがいいという結果が生まれるわけなんです。ところが農地を使用している桑園は、私は平たん地の十分な土地じゃないと思うのです。そういう十分な土地でないものを十三万円あげるような――繭糸にして……。そうしてこの日本の製糸値段というものが決定されるということになると、輸出の面からも国内の産業の面からも大きな打撃がくるのじゃないかという心配をするのです。この点はひとつと突っ込んで、農林省との話し合いの中で私は考えておいてもらいたい。希望意見として申し上げておきます。

最後にお聞きしたいのですが、開銀融資の問題です。これは次官からひとつお答え願いたいのですが、金利あるいはまた貸し付けが非常に不十分だと思ふのです。これは、しかも、五年計画あるいは十年計画というような長期の計画を、いまのような金利の問題あるいは貸し付け期間の問題、

私は、政府がやるからには、もっと徹底した重点的なやり方をするのでないかと、しかも、今度は産地組合を計画に入れておられる限りにおいては、これで不成功となればとんでもないことになるのじゃないかという心配がありますから、その裏づけには何となく金利、貸し付け期間の問題が問題の焦点になるだろうが、この点はひとつと十分長期的に改善をする考えがあるのかどうか、これをひとつお聞きしたい。

○政府委員(栗原祐幸君) 開銀融資の問題につきましては、先生お説のとおりでございます。私どもも予算折衝の段階におきまして御期待に沿うように懸命にがんばったのでございますが、結果的にはまあこういうことになったわけでございませう。今後御趣旨を体しまして十分に善処していきたい、かように考えております。

○高山恒雄君 これは労働省にお聞きしたいのですが、先ほど最賃の問題、あるいは家内労働の問題についてはいろいろやっておられるようですが、けれども、極端に婦人労働者をどうしても必要とする産業に非常に若年労働が不足しておる。ところが、日本の産業は非常に密集地帯がある。たとえば中部圏あるいは近畿圏、中国圏、北陸、こういうふうな非常に密集しておる。したがって、地域労働者をここに収容することは非常に困難だと思うのです。たとえ労働者の中高年齢層を雇うにしてもないわけですか。こういう状態になりますと、労働倒産は必至だと私は思う。したがって、労働省は一体しからば中高年齢層も働ける環境をつくらうという計画があるのかないのか。たとえば、国際的におくれている日本の保育園、こういう問題を厚生省とどういうふうにお考えになつておるのか、もっと具体的なものをやはり私は政府としては責任をもって厚生省と話し合いをして、産業密集地帯にまず全面的にこれをやるならやるとか、方向を私は定めるべきじゃないかという考えを持っています。こういう点についてどのような処置をされるのかお聞きしたい。

○政府委員(海部俊樹君) 御指摘のように、繊維

産業における女子、特に若年労働者の不足は最たるものがございまして、最近では先生も御承知のように、特に中部圏の繊維産業に例をとってみますと、中高年の婦人の方にパートタイムで来ていただくとか、いろいろなことをやっております。その実情を見ておられますと、やはり家庭を持っていて婦人の立場というものは、職場の責任と家庭の責任と二重になってくるわけでありますので、労働基準法に定められた監督だけではどうしても保護においては十分ではございませんので、企業内に保育所を設けるとか、あるいは送り迎えに何か便宜を考えると、いろいろ労働省といたしましても善処いたしておりますし、雇用促進事業団の融資を通じてこれらの施設に行なうべき働く家庭婦人の環境整備ができるようにも努力しているわけであります。ただ、保育所の問題につきましては、御承知のように主管官庁が厚生省でございまして、厚生省と労働省の間の話し合いも十分いたしていると思いますが、数字その他の詳しいことにつきましては、婦人局から参っておりますので、事務局のほうからお答えをいたします。

○高山恒雄君 所管が違ふからということですが、それは私も知ってお尋ねしているのですが、私はそれがいかぬと思うのです。所管が違つてもやはり日本の産業をどうするかという問題、産業の発展のなにところには国民生活の向上とか安定とかいうことはないわけですか。そういう面からいって、厚生省のほうにひとつお考え願つて、もっと所管が違つても私は産業のやはり育成強化のためにこの際やってもらう、ただし、いまちよつとお話が出ましたが、託児所をつくられる場合に、事業団法に基づく処置をやりたいというふうな言つておられますね。それで、この問題で、もしそういうのがあつて、託児所で法人の資格をとつたとしますならば、これは保育園に切りかえることができるのかどうか、その点を検討しておられるかどうか、お聞きしたい。

○説明員(細野正吾君) ただいまの点にお答えをいたします。御説明申し上げましたのは、雇用促進事

業団の融資として、各企業でおつくりになる託児所についての融資をするということをお願いしたわけでございまして、事業団が直接託児所をつくるというところまで現在踏み切つてはおりません。

○高山恒雄君 融資だけでいい。

○説明員(細野正吾君) そうでございます。

○委員長(鹿島俊雄君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(鹿島俊雄君) 速記を起して。

午前十二時休憩

午後一時四十五分開会

○委員長(鹿島俊雄君) これより商工委員会を再開いたします。

先ほど委員の変更がございました。

白木義一郎君が辞任され、黒柳明君が選任されました。

○委員長(鹿島俊雄君) 休憩前に引き続き特定繊維工業構造改善臨時措置法案の質疑を行ないます。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○大矢正吉君 先日の委員会に引き続きましてお尋ねをいたしますが、まず第一点は、昭和三十九年に現在の新法が成立をいたしました今日に至つておりますが、新法の目的とすると、それと、今度の俗称新法といわれる、ただいま議題となつておるこの法律、この法律の目的と、この二つの目的の中に私は違ひはないと、こういう判断をいたしているわけでありまして、通産大臣は縦に相当詳しいようで、先日非常に當を得た御答弁をいただいておりますから、きょうはまずひとつ、その目的の上において、現行の法律と新たに提出された法律の違ひは私はないのではないかと、こういうふうに思うのでありますが、もちろんこの中身の上においては、片方はスクラップ・アンド・ビルド計画の対策、それから設置の制

限、今度の新法は御了承のとおり近代化、企業の集約化、そしてスクラップ計画、このように政策的な目標とするものは、両方ともそれぞれの違ひはあるが、私は目的においては、二つの法律はいささかも相違はないのではないかと、二つの法律をいたしておりますが、私が相違がないという解釈をする考え方は、通産大臣が相違がないという考え方の中に違ひがあつては困るので、この際、念のために承つておきたいと思うのであります。

○国務大臣(青野和太郎君) ねらいは相違はないと思ひます。ただ、この法案を特別につくらなさいやらないやうになつたのは、この前も申し上げたと思ひますが、時勢の変化と申しますか、対外的な事情ということと内部的な事情の二つによつて、前の新法ではどうも目的を果たし得ないというところから、今度また新しい法律をつくつて目的を達成しようということとで考えたので、ただ今度の臨時措置法では、前と違つておるのは繊維業についての構造改善の問題でありますので、その点だけが前とは違つております。しかし、全体は、やはり繊維産業を何とかして改善しようという大目的のためにそれぞれとつた法案であるということと、目的としては私は違ひはない、こう存じておる次第でございます。

○大矢正吉君 私は、昭和三十九年の現行法が審議をされた段階におきまして、当時法律が目的とするところは何か、特に紡績業に限つて言えれば何かということをお尋ねしたら、これはすみやかに今日の日本の紡績業というものが自由な競争ができるようにならなければいかぬ、長い繊維の歴史がたどつてまいりました、常に操業短縮というやうな、あるいはまた長期格納というやうな、こういうやり方ではなしに、自由な競争ができる体制を日本の紡績業の中につくり上げることが目的であると、こう言われたのです。自來今日まで三年を経過しているわけでありまして、本来からいいますと、昭和三十九年の法律の趣旨、そしてその目的からいいますと、明年度から日本の紡績業は自由な立場で、もちろん設備の設置は自由でありま

するが、あらゆる意味で自由な立場で競争を通して紡績業の発展をはかれる体制になるということこそを當時言われた。

そこでいま大臣は、対外的な環境の変化とか、あるいは国内の変化とおっしゃられるが、少なくともいま出ておるといえばバキスタンを中心とした太番手の糸が日本の国にかなり量が多く漸次入りつつあるというようなことは予測できたことでありまして、これはあくまでも価格上の問題があるだけなんだと私は思うのです。それからまた機械が近代化するにつれて能率が上がる、あるいは操業体制の変化とか、こういうことによつて生産構造の上においても大幅な変化があるということ、は、当時から予測ができたし、当時から予見されていることであります。にもかかわらず、今日これからなお紡績業においては昭和四十五年の秋まで設備の設置の制限をする法律、それ自身を残さなきゃならぬということは、日本の紡績業を一日も早く自由競争をさせようとする本来の意味とはかなり後退をしたというか、かなり情勢分析の誤りがあったということを私は指摘せざるを得ないので。なぜそうなったかということについては、大臣のお答えをいただいてからまた私自身の考え方を述べたいと思いますが、とりあえず私が申し上げた点について御答弁をいただきたいと思うんです。

○國務大臣 曾野和太郎君 三十九年と本年に入つてから、私は經濟情勢が非常に變つてきたと思ひます。で、わが國よりむしろ自由をとうとんとおる英國が、すべての産業について完全な自由主義をとらずして、政府がいゝろいろと國策的な經濟政策をとつてきたということを、英國自身においても時勢の變化といふことを認識して、そゝういふ政策をとらざるを得ないことになつて、産業を民間人だけにまかしておけないといふ情勢になつてきたと思ふのでありまして、その点は日本も同じことでありまして、三十九年までは、ことに紡績業者などは、私自身紡績業者から声を直接聞いておりますが、三十九年、四十年ごろまでは紡績

業というものはあくまで自力でやったので、政府のやっかいにはなつてないということをや彼らは常に豪語して誇りとしておるし、また今後においても政府のいろいろのやっかいは、くちばしは欲しいないということまで、私にもしばしば言つておつたのでありますが、最近になつてきて、われわれだけで自主的にこの紡績業の改善ということをやろうとしてもそれはだめだ、やはり政府がこれに助成をしてもらわなければならぬというようになってきたということを、彼ら自身も自覚してまいりまして、そうして今度の法律などもこの民間人の要望というところにやはり基礎を置いておるのであります。そうしてこういうような特別措置法を考えなきやならぬことになつてきたと思ふのであります。要するに、わずか三、四年の間ではあります、世界の経済情勢が變つてきたということに根本な原因があるというようにお考えくださつてよいのではないかと、こう思うのであります。そういう点からしてこの前の新法は、あくまで自主的な彼らの行動によつて紡績業の改善をはかうと企てたものでありますけれども、十分な目的を達成しなかつたので、今度は自主的じゃなくして、そこへ政府の助成を得てやりたということとで、今度のような法律をつくつたということでありまして、根本は時勢の、経済情勢の變化ということをお考えくださつたらよいと思ひます。また私自身としては、今後の産業というものはあくまでも官民一体になつてやるべきものであるという考えを持っておりまして、民が主としてやるべきことであるが、民がやることについて足らざるところは官がこれを補うというやり方で今後すべての産業というものを導いていかなければならぬのではなからうかという考えを持っておるのであります。そういう意味において官民一体になつて今後の産業を指導していきたいという考え方でおるのであります。やはり今度のこの繊維産業の特別措置法も、その官民一体でやるという一つのあらわれであるというようにお考えくださつてよいと思ふのであります。

○大矢正君 私は、今日の日本の繊維産業、特に紡績業に限定をして考えれば、日本の紡績業というものは国家的な立場で何ら政策上の配慮の必要はないんだというような意味で申し上げておるわけじゃない。逆です、私の立場は、なぜかといいますと、「この法律は、繊維工業の経済的諸条件の著しい変化に対処して」という目的が書かれている、経済的諸条件が著しく変化したと、こういふが、一体何が変化したというか。私に言わせめますならば、たとえば日本の紡績業が労働集約的な産業であつて労働力を必要とするが、しかし若年労働力が今日不足で、とうてい紡績業に必要とする若年労働力を確保することができないなどということは、今日に起こつた問題ではなくて、現在の新法が、この場で議論されまして段階においても十分議論の対象となつたことなんです。あるいは当時から、中国あるいはまたパキスタンその他東南アジア諸国から安い糸が入ってくる、この問題にもやはり対処していかなければいかぬということも当時言われておるわけです。一体どこにこの経済的な諸条件が変化したからこの法律を必要とするのだと、こういうことになるのか私にはわかりません。むしろここに書かなければならぬことがゆえに、今日すみやかにこういう法律を制定して、国家的な立場で、それが紡績といわず、機屋といわず積極的に政策を打ち出していかなければいかぬということに私はなつてきておるのだと思う。当時でも私の記憶でありますが、開港銀行が日本の紡績業あるいは機屋、こういうものに對する融資のワクというものが非常に少ない、こういうことでは近代化が進まないだろうし、労働力を削減する方向で合理化をしようとしても實際的には金が不足でできないという問題が出てくるじゃないか。したがつて、もっと積極的に政府はこれらの企業に對して金が借りやすいような、そしてまたその企業が近代化しやすいような方向でやるべきではないかということを私ども主張したたつつもりでいるのです。ところがそれをやらないか

ら、今日この法律を再び出さなければならぬような事態に結局なっておるわけでしよう。幾ら違うと言つたつて三十九年の法律制定のときには、現在の新法、この新法ができれば必ず日本の紡績業は安定をして自由競争ができるんだということを政府は繰り返し強調したんだから、このことは間違ひのないことなんです。しかしそれができなかった。なぜできなかったか。あなたのほうは目的の中で「経済的諸条件の著しい変化」によつてなどと言つて逃げようとしてゐるけれども、その実はそうではない、国の施策がよろしきを得なかつたからなんだということを率直にこの際私は表明すべきだと思うんです。

そこで、大臣に再三同じような立場から質問してもなんですが、局長はどう思いますか。あな
た、「経済的諸条件の著しい変化に対処して」と
いったって、三十九年の新法が議論をされた段階
と今日の時点で、経済的諸条件が著しく変化し
た、どこが変化している、具体的に言ってもらい
たい。われわれが指摘をしない部分で、変化が
あったならあったと言ってもらいたい。

○政府委員(乙竹虎三君) 先生御指摘のとおり繊維産業特に紡績業に対します政府、通商産業省の指導方針につきまして、十分なる反省をしなければならぬと思っております。で、その一つは、旧法のたびたびの改正にもかかわりませず、依然として需給調整を中心にしてきた繊維政策が、新法の自由経済への展開、これが新法の期間をもつてしては、非常に遺憾ながら過去の需給調整政策から抜け出すことが非常にむずかしかったということが、深刻なるわれわれ反省をしなければいけない根本でございます。しかし、さしあたり今回の法律を出さねばならぬりました直接の動機になっておりますのは、三十九年の経済不況があまりにも深刻でございますして、新法路線をそのまま進めていった場合に、日本の紡績業が崩壊するという危険におちいったわけであります。したがいまして、新法制定当時から申しますならば、若干異例とも考えられたのでございますけれど

も、四十年の十月に不況カルテルを設けざるを得ず、さらにその第二次延長を考へざるを得なかつた、ここに今回の率直なる、法律をつくらなければならぬ直接の動機があつたと思ひます。

○大矢正君 あつたの質問に閣下は出てまいりますからお尋ねをしておきますが、現行の新法をこの法律によつて昭和四十五年まで二十年間延長をするという根拠は一体何なのか、これをお答え願ひたい。

○政府委員(乙竹虎三君) 新法の延長は、施行の時期によりまゝするけれども、一年八、九カ月の延長になるかと思つてございまして、この直接の構成は、今回、紡機の一括処理を終局的には民間の経費をもつて一括処理を行なう。しかし、終局的には民間の経費でありまゝすけれども、現時点としてその多額の経費調達に民間では困難でございまして、政府が繊維の事業協会に金を融資いたしまして、その融資した金をもつて過剰設備の買い上げ廃棄を行ないます。この買い上げに要した経費を五年間かかつて民間から事業協会に分割納付させるというたてまえになつておりますが、この一括処理に要します経費を、いわば返還せしめるわけにございまして、返還せしめすために、制限登録制のある程度の延長はやむを得ない、つまり制限登録制によりまして、返還に要します経費を収益より生み出させる、こういう構成にしたわけにございまして。

○大矢正君 次に、今度の法律の中にはもちろんあらわれていないこととありますが、三百万圓を目標にして廃棄をする、これは単年度で二百万圓は一括処理をする、こういう考え方のようでありまゝすけれども、そこでその生産と需要との関係から考へてみて、三百万圓を廃棄すれば、生産と需要の関係が、これから将来とも一致をするという何か根拠があるのか、この点をお伺ひしたい。

○政府委員(乙竹虎三君) お答え申し上げます。現時点におきまして、綿糸を中心といたします紡績業の糸需要をはじき、計算をいたしました。

その算出によりまゝすると、四十二年の糸需要は百七十万三千トン、うち紡績糸が百三十万三千トン、うち綿、スフ、合繊糸が四十万トン、うち第一区分の糸が九十五万八千トン、これを生産するに要します第一区分の所要糸数が、一応二交代で換算をいたしまして、一鍾量の生産増加を織り込みましてそろばんに入れます。この千百万圓弱と、それから現存いたします第一区分のこの四十二年の二月の登録糸数でございまして、千二百五十万圓、この差額は約百六十万圓でございまして、で、百六十万圓は過剰設備でございまして、さらに今回の措置によりまして第四区分から第一区分に編入がえになる設備の過剰分、さらにまたスクラップ・アンド・ビルドの方式によりましてスクラップをしておりまして、なおビルドをしていないいわば復元の権利を持っておりますものが十萬圓、さらに三交代が約四十万圓分ぐらい本年見込まれますが、これによりまして能力増加十萬圓以上を足しますと、二百萬圓のものが本年度過剰といふことになるわけにございまして。

それから以上のような同様の計算を、四十六年度すなわち本目標達成年度でいたしますと、過剰度が約二百八十萬圓というそろばんが出ます。この程度のものが過剰であろうといふことで、これを目標にして廃棄をいたしたいと考える次第であります。

○大矢正君 本年度はこの二百萬圓を一括処理する、すなわち廃棄をするといふことでありますが、いつの時点でこの廃棄をすることになるか、これは政府側が考へることでありまゝすけれども、しかし四十二年度で一括廃棄になるか、あるいはこの法律が実施施行されてから一年以内といふことになると、四十二年度という年度は関係がなくなるわけでありまゝす、いずれをとりまして一年以内で二百萬圓を廃棄するといふ方針においては変わりはない。とすると、そこで心配なのは、なるほど漸次この在庫がふえていくことは間違いないやうでありますけれども、しかし今日なお

二百圓を上回る糸の値段、その中で二百萬圓を一括処理をしてしまふということになりますと、なるほどそれは現に使用されていない紡機もあることとありますが、全部が生産に影響あるものとは思ひませんが、それが理由となつてまた再び糸の値段が上がるという事態が起つてはしないかどうか。たとえばこれから五カ年間に三百万圓を状況と必要に応じて廃棄をするといふことであれば、市況に照らし合はせながら十分考慮をすればいいのであります。しかし、考へ方としては一年間のうちに二百萬圓を廃棄するといふことでありますから、それがこの市況に影響をして今日よりなお高い糸の市況がでるやうな心配がないのかどうか、この点をお尋ねしておきたい。

○政府委員(乙竹虎三君) 御指摘のように、五年間にわたりまして緩やかなつて廃棄を人為的に進めるといふことは一つの方法でございまして、けれども、すでに過去の経験によりまして、需給調整に際するといふことは、新法の本来の目的と背馳する方向になります。したがらしまして、できるだけすみやかな期間に一括廃棄をいたしたいといふのでございまして、御指摘のように、この廃棄のしかたにかんによりましては、市況を非常に硬化せしめるおそれがございます。われわれとしては、関連需要者、特に最終需要者たる消費者に対する影響を十二分に考へなければなりませんので、市況の鎮静を待ちまして、市況の許す限りにおいて市況を刺激しないやうな時点、かつ数量、かつやり方によりまして本来の願つております廃棄をやつてまいりたいと思つてございまして。

○大矢正君 あなたは市況を見ながらやるといふおっしゃるが、一年以内に二百萬圓を廃棄するといふことははっきりしているわけにございまして。

(委員長退席、理事近藤英一、郎君着席)

それは一年以内の中で市況を見たつて、そんな簡単なものじゃないと思つてすよ。だからどういふわけで一年間で集中をして二百萬圓を廃棄しなければならぬのかという理由なり根拠なりとい

うものが私にはわからないです。将来三百万圓を廃棄しなければ生産と需要の関係がらいつて、あるいは設備の近代化を行なつたという前提のもとに計算をしていけば、需給のバランスがとれないんだと、こういう意味で言われることはわかるんです。しかし、二百萬圓といふものは単年度でやるというときは、これははっきりしているわけだから、単年度の中であつた市況を見るとか見ないとか言つたつて、そんなに短期間のうちにやれるやうな内容のものじゃないんじやないかといふやうに思つてどうか、このやうなわけにございまして。

○政府委員(乙竹虎三君) 御指摘のとおりでございまして、需給計算上は確かに二百萬圓程度の過剰が現在——これは程度と申し上げるよりしかたがないのであります。存在すると思ひますけれども、いまのような四十番手で二百圓といふやうな相場では、私はこれはもう現在においては百萬圓も廃棄ができなかつたと思ひます。ただし糸値が必ず落ちると思ひます。と申します根拠は、コストから考へまして、さらにまた現在のような糸の値が続く場合におきましては、相当海外からの多量の輸入のおそれがございまして、その二点から考へまして、糸値は近い将来において必ず鎮静をしてまいる、でその鎮静した状態におきまして、これを乱さないやうな程度を限度として二百萬圓程度を目標に一括処理いたしたいと、このやうなわけにございまして。

○大矢正君 次に大臣にお尋ねしたいのであります。二百萬圓は当面、将来は三百万圓、この目標に向かつて廃棄するわけでありまゝす、法律の中にもあらわされておりますとあり、この廃棄についての買い上げの資金は、全額業者が負担をしなければならぬことになつております。実はたとへばいま同じやうな例が石炭企業にもあるわけでありまゝす、これはもちろん業者も納付金を納めますが、国もある程度の資金を出して両方の金をあわせて、御存じのように、炭鉱は閉山をしていつて、そのつぶした炭鉱に金を払ふというやり方をしております。ところが今回のこの紡績

に關しては、スクラップについて何ら政府が金を出さないという、この点はスクラップを進めていく上において私は非常な障害になるのではないかという感じがするのであります。たとえば法律ではあとに残った業者が一錘当たり千五百円をこえない限度においてと、こう書いてある。たとえば千円と仮定いたしますと、百万錘持つている工場の九大紡の中の一つの会社を考へてみた場合に、これはたいへんな金額になるわけですね。一割かりにやるといふことになりますと、結果としては、百万錘であれば千円と仮定しても十億の金です。スクラップに投入しなければならぬ、こういうことになるわけです。ですから、それが大きな企業であつても、小さな企業でありましても、私はその経済的な負担というものは、なるほど將來はそれ

によつて業界が需給の安定をはかることができるのでありますからプラスになることは当然のことではあったとしても、政策的にそれを国が行なわしめるというのであれば、単に融資ではなしに、国が半分は金を出す、半分は業界が出しなさいといふ、うやうやな考え方があつてしかるべきだと思ふし、そういうことをやらなないと、私は、この紡績のスクラップ計画というものは九大紡、新紡、新々紡、その他のそれぞれの立場もあるし、私はむずかしいのではないかという感じがするものでありますから、どうお考えになつてゐるか、これはひとつ大臣からお答えいただきたい。

○國務大臣 曾野和太郎君　今度の資金の問題ですが、大體紡績業者のほうからは、あくまで自力更生でやりたい、だがしかし、いま直ちに全部の廢棄金の金を調達することは困難だから、五カ年の間に返却するが、その間だけ融資をひとつあつせんをしてくれということでおるのであります、私はその纖維紡績業界もさすがに日本の重要産業として今日までやってきたのでありますからして、彼らは相當なやはり自力を持っていると私は思うのであります。したがって、かれらが自力でやるという確信を持っている以上は、私はやはり自力でやらすべきだと考えております。決して政府の

ごやっかいにならぬが、融資だけひとつお願いしますということをお願いしているわけでありますからして、まあ産業界というものは、できればもう民間にやらすのが私は一番いいと思っているのでありますから、しかし、先ほど申し上げましたとおり、経済事情の変遷によりまして、民間だけでは今日ではすべての産業が動かないという情勢になつてきたのでありまして、紡績業がとにかく政府の援助をお願いしたいということをお願いしたとと自体が、すでに彼らの自力では全部がやれぬと、いうことを意味しているのでありますが、しかし、この廃業に必要な資金は自力でやりますということをお願いしておりますから、十分自力でやらしても彼らはやれるのではないかと、こう私は考へておるのであります。

○大矢正君　織維局長ね、この法律を出すにあつては、当然のことながら、業界と十分な話し合いの上にここまで進めてきたものだとは解釈するわけです。そこで、その前提であなたに質問をしたいわけですが、かりに二百萬鍾単年度のうちに廢棄することについて二つの方法があるわけですね。業界が自主的に事業協会との間に話し合いをして二百萬鍾が廢棄されるという場合と、それから通産大臣の共同行為、これによつてやる場合と二つ考えられるわけです。現在までの時点で、あなたが業界と話されている終緯から判断をすれば、どういう方向にこれが進んでいくのか、この際ひとついままでの業界との話し合いも含めて御答弁をいただきたい。

○政府委員(乙竹盛三君) 過剰設備の一括処理を
自力でやりたいというこの自主精神と申しますか、も
か、大臣の答弁されたとおりでございますが、も
うちょっと若干補足いたしますと、最初は英國の摩
例によりまして政府が補助金を出してはしい、摩
塞補助金を出してはしいという要請が非常に強く
ございました。これは事実でございます。しかし、
し、他の業界との関連ないしました政府が他の方法
をもつて、てこ入れといいますが、力を貸すとい
うことであるならば、終局的には業界の負担で過

測設備一括処理ができたということを業界が納得したわけでございます。で、できるなら自分たちでやろう、こういうふうに立ち上がったわけでございますが、納得いたしましたのは、業界の大部分は自力でこの際競争力の強化をせねばならないという覚悟はきめておるのでありますけれども、若干でも例外と申しますか、人がございませう場合には大多數の考えはくずれてしまうわけでございます。くどくど申し上げるまでもなく、つぶさない人があり、ないしは納付金を納めない人があれば、その人だけが非常に有利な地位に立つわけでございますので、大部分の人の意思が実現できるような突っかい棒を政府が与えてあげる必要が出てきたわけでございます。そういう方が今回の法律の中に組み込まれておりまして、すな

わね、過剰設備の廃棄は業界の共同行為によってやるけれども、これは必要ある場合には大臣が指示をするということ、この指示は遺憾ながら私は若干例外の人がないことはないと思いますので、指示は出さざるを得ないというふうに考えておるわけでございますが、指示によりまして、事実上大部分の人の意思が、例外的な少数の人にも強制をされるということになると思います。そういうやり方が現在のところ考えられるというふうに思っています。

○大矢正君　こまかいことをお尋ねするようでありますが、この法律が施行されて、具体的にスクラップ計画が進められる段階で、この二百万鍾というものはあくまでも個々の業者の自主的な申し出によつて、とりあえずやつてみようという立場でお考へになつておられるのか、あるいはそうではなしに、特定精紡機の数に對してスクラップする鍾数が結局のところ一割なり一割五分なりという数字が平均値として出てきた場合には、全企業にわたつて一割なり一割五分というようになつてくうでスクラップを進めるといふお考へなのか、その辺の今日の見通しをこの際承つておきたいと思ひます。

○政府委員乙竹虎三君　任意供出のものも今回

は有償でございまするし、それからまた大多數の方々は進んで自分らでこの過剰設備処理をやらなければならぬというふうに覚悟をきめておられますので、任意供出の紡機も相当あるかと思えますけれども、共同行為の指示は先ほども申し上げましたように必要であると思えます。で、その場合共同行為のやり方が、すなわち大臣の指示となりまして、任意の供出に加わらない人にも指示するということになるわけでございまして、その共同行為のやり方がどういうかっこうでできるか、これがいま先生のお問いだしになられたポイントであろうと思うわけでございますけれども、どういうふうになりますか、ちよつと想像はできませんけれども、ときにようになりますればやはり現有設備に対して、それを基準にして共同行為のもとと申

することは可能であると思います。

○大矢正君　通産大臣にお尋ねしますけれども、まあ特定紡績機といましようか、この法律の対象となるもの、かりに千二百五十万ないし六十万錘と計算すると、そのうち三百万錘は廃棄するわけでありますからして、九百五、六十万錘が残る。そのうち百五、六十万錘はすでに近代化がある程度終わっておる。したがって、これからその設備をそれ自身の近代化なり合理化なりというものを進めなければならぬ対象となる紡績機械といふものは、錘数でいうと約八百万錘だ、こういう御説明が前に一度あつたわけです。この八百万錘の、いろいろ機械も違いますから、うんとおくれておるもの、あるいはほとんど近代化あるいは合理化したもの、いろいろあると思ひます。が、その近代化のための所要資金というものは四百億円かかるんだ、四百億円の中の半分の二百億円は、これは事業主といひますか、業者がそれ自身の手によつてひとつ金は集めなさい、あとの二百億円は開業銀行なりその他の政府関係金融機関を通して金を融資してやる。この四百億円で八百万錘のまだ近代的になつていない今日の紡績機械を近代化する、こういうことでありますね。そこ

ども。その近代化というものについては、資金面で非常に苦しみがあることがやはり述べられているわけですね。この間たまたま、私は三万鍾の業者でありますという前提で話があったが、やはりこの金繰りの面ではそんなに簡単なものではないという説明をしているわけです。そこで私は申し上げたいと思うのは、かりに三万鍾持っていた一万鍾売ったとすると三千万円ですね。三千万で買い上げるわけだから三千万円ですね。ところがあとに自分のところには二万鍾残るわけだ。二万鍾は残るのだけれども、今度は二万鍾が納付金として納めなければならぬ。金額は幾らかというのと二千万になるわけでしょう。一鍾当たらず千円だから、そういうことになるわけでしょう。そうすると一万鍾廃業して協会に買わせて三千万円もらうけれども、そのうち二千万円は——それは五カ年間で年次の相違はあるにしても——二千万円は協会に持っていかれて、手元には千万円しか残らないわけでしょう。それで合理化をやれとか近代化をやれといってもなかなかたいていへんだと、私はこう思うのです。ですから、さっきの質問に戻るようだが、やはり政府自身、炭鉱がやっているように、半分なら半分、まあ四割でもいいですわ。とにかく国が金を出してその負担を軽くしてやるような道、これは私は単に紡績だけじゃなくて、機屋の場合だって通用することだと思ふ。なるほど機屋の場合は半分は国が助成するということになっているが、もつとこの際やはり思い切ったことをやる。そのかわり近き将来には自由な競争が繊維産業の中で行なわれるというような体制をすみやかにつくり上げてやるべきだし、そのためにはいまのような、業者にお前たち負担をしないといふことになると、なかなか業者の段階といえども数多い中でありまして、自分のそばに計算もあるだろうし、あるいは九大紡がどう出るだろうかという見方もあるだろうし、私は非常に複雑なものがからまつてくるから、もつと国はそういう意味でこの廃業について、特に紡績の場合には廃業についての資金面に

對する考え方があつてしかるべきじゃないかと思ふのです。私のいま申し上げておることは、これは無理ですか。これ一万餘萬圓して三千万圓もらつたて二千万圓持つていかれるのです。一千万圓しか残らないのです。それでどうやって近代化がやられていくのです。

○國務大臣(曾野和太郎君) まあ大矢委員がいろいろ御心配になつておられる点は、私もそういう心配はなきにしもあらずであります。しかし、業界のほうでまあこれだけは私どものほうでいたしますからということの説明をしております。彼らでできるだけのことはやられていく。足らぬ部分は政府が助成するということではないかと考へております。まあ現時の段階においては、業界のそれだけの申し出をわれわれはそのまま信じて、それで彼らの力でひとつできるだけやります。うにして、足らぬものは政府が助成する。うやり方でいきたいと思います。なお、しかし、繊維産業は石炭産業とは違ひまして、私はこれはやはり依然として日本の重要産業でありますし、また、繊維産業自体は日本人に向いておる産業だと考へております。したがつて、私は繊維産業がこの際構造改善をせねばならない。私は生き返り得る産業だと考へております。したがつて、この際、近代化についてできるだけの援助をしてやるといふこと、しかも彼らは自力でやりたいのであるが、自力でできぬ分だけひとつ政府が援助してくれといふことでございまして、私は、これが繊維産業といふものが将来性のないものであれば、それはいろいろ問題があるかもしれないが、将来性のある日本の産業として、つぱに育ち得る、また、いままで育つてきたし、今後ともかく輸出面においても二割を占めておるのでありますから、日本の産業としてつぱに育ち得る産業でありますからして、したがつて、そういう点において、私は金融界もまた援助もするし、してくれらると思ふのであります。そういう意味でできるだけやはり彼らのできる範囲内において自力でやらすという方針で私はいたつたほうがいいんじゃないかという考へを持っております次第でございます。

○高山恒雄君 関連で一つ質問したいのですが、大臣の言つておられます、その自力自力と言われのは、私は三十五、六社であると思ふのです。三十五、六社は自力はあると思ふのです。あと百社前後がどうなるかというのがいまの大きな問題といふが、大矢さんの質問だと思ふのです。したがつて、これに対する処置といふのは私はやはり長期資金、政府はこの長期資金——大臣は見えなかつたのですけれども私の質問に対しては、この長期資金をやはり融資する必要があると思ふのです。また短期です、いまのやつは、これを大臣はやはり自力のある産業と自力のない産業を一緒にしてもちや困るのですから、そこでその長期資金をどうするかといふこと、これは百社前後の私は弱小産業だと思ふ。これをやることにすでに弱肉強食を食ひとめる一つの手段なんです。これは、ほうつておいて力があるものだけはやるといふなら、何もこんな法律は要らないのです。やはり力のないものをいかにして近代化して日本の産業としてやらすかといふところに問題があるのだ、この点をひとつどう考へていふのか、御答弁願ひたいと思ふのです。

○國務大臣(曾野和太郎君) いまのお話のとおり、これは短期の金融でありまして、したがつて、われわれは五年間でまあよくやつてくれればいいという念願を持っておるわけでありまして、がしかし、中にはそれだけではいけないものもあるといふことは想像が出来ます。そういう場合には開張の融資なども、業者に応じてやはり貸し付け期限を少し長くしてもらうというやうなことで、あるいは金利の点などもできるだけひとつ安くしてもらうとかといふことについては、実はこれはわれわれとしても努力したいことだと、考へておる次第であります。

○大矢正君 大臣、私は考へるのに、日本の紡績というものが企業として安定をすれば他にどうい

う影響を及ぼしてもかまわないというものではないと思ふのです。特に、この春以来のように糸値が暴騰するといふことになると、それが国民の生活に及ぼす影響もまたに甚大なものがあるわけですよ。したがつて、糸の値段といふものは、やはり紡績業者といふものが赤字にならない限度で安定をする必要性がそこに存在するわけですね。それを無視してものを考へるわけにいかないから、私もそこを無理な形で、おまえら力があるのだから、その力を利用して金を借りてやればいいじゃないかといふやり方をしたい。必ずそれが糸値に響いてくるという問題が出るでしょう、企業である限りは、自分の会社をつぶすわけにはいかないのだから、そうしなければ操短をやるか何をやらかは別にしても、やはり糸値をつり上げて合わせなければならぬという問題も出てくるわけですよ。ですから、そういうことが輸出の上や国民の生活に与える影響が大きいから、もつと國家的な視野に立つてものを考へてやるべきで、単に土地を持つていて、建物を持つていて、不動産を持つていてから担保には十分間に合ふから金借りてやればいいじゃないかと、こういうことじゃいけないのだといふことを私は強調しているわけですよ。衆議院のほうとの関係もありまして、あまり長時間この質問をしてもなんぞしようから、おおむねあと二、三点でやめたいと思ひますけれども、ただ午前中、高山委員が労働問題について指摘をいたしまして、一方において若年労働力の確保を、また一方ではスクラップを進めていくわけでありまして、それが逆に、新たに出来るほかの企業体なりその企業体の中で吸収できない部面の労働力をいかにしてこれを吸収していくかといふ問題も派生してくるわけですよ。したがつて、こういう点については、法律の中に、なるほど職業の安定について配慮せよとか、いろいろありますが、単にこれは精神的な規定ではなしに、通産省みずからも繊維産業、紡績業といふものをかかえておる立場から、十分にひとつ考へてやつてもらいたいと思ふのであります。

そこで、最後に大臣の決意のほどを承つておきたいと思ふのでありますが、私は現在の新法、それからこの新法もそうありますが、そのねらいとするものは国際競争にもたえ得る、そうして自由な競争ができるような企業をつくり上げなければならぬといふことが最大の目的だと思ふのであります。だといふことが最大の目的だと思ふのであります。ゆえに、これから三年、五年などという長期にわたつて設備の設置制限をしたり、あるいはまた法律に基いて措置をするのではない、ほんとうに自由な設備の設置も強化できるし、しかもそれでなおかつ国際競争にも、それから企業自身の経理状態についても安定できるような体制をつくり上げておく必要があると思ふれば、法律の期限が四十五年度までであるいは四十六年度までであるといふやうなものであつたとしても、ことしの予算はもうすでに決定を見てやむを得ない部面もあるけれども、明四十三年度以降の予算編成にあつては、政府はもつと前向きに、いかにして紡績——機屋を含めて——企業の負担を軽くして、自由な競争が一日も早く確立できるかといふことのための助成なりそれから融資なりといふもの、道を早く見つけて、新法なり新法といふ法律が必要のない事態を一日も早くつくるために私は最善の努力をすべきではないかと、こう思ひます。大臣のお答えをいただきたいと思います。

○近藤信一君 関連して。もう終わらしいから関連してちよつと。いま大矢委員からも御質問がございまして、特に小零細企業、機屋、織布関係といふのは非常に多いのです。機屋の関係におきましては五カ年計画なんですね、このことは昨年、私が少なくとも三カ年でこれをやれ、そうでなければその間に、五年なんという長いことを言つておると、その間に経済的変動があつた場合、一体どうするのだ。一昨年から繊維関係はおよそこういう左前になつて傾きかけておつたところが、ベトナム戦争の結果、また中国における文化大革命の結果は、香港の紡績関係が一応ストップした、そこで日本に対処するところの注文がずつ

と入ってきた。私が聞くところによりますと、そこで若干今日は息づいてるわけですよ。それで、いまのところの見通しからいけば、若干上向いてるからいいようなものの、これが一たび経済的変動があつて、がたつときた場合に、この中小零細な機屋なり紡績というものは直ちに私はお手あげになると思うのですよ。構造改善をやつていく過程においてお手あげになつていくという現実が私は出てくるのじゃないかと思うのであります。

それからもう一つは、先ほど高山委員も言つておられましたように、これも昨年局長にいろいろと注文もついているとお尋ねもしたのでありますが、やはり繊維関係論する場合に、染色、整理を抜きにしての問題はあり得ないのじゃないか、こういうことを局長に昨年よく言つたのです。局長もごもつとだつと、こう言つて見えたのです。ところが、今度いよいよ法律化された場合には、そういう問題は一つも取り上げられていない。特に染色、整理の構造改善をやろうとすれば、局長も先ほど御答弁なさつておられましたように、非常にそれは問題は大きいと思うのです。だから、今度の法律の場合には出てこなかつたと思うのですけれども、いまなおそういうことを研究しているというおことばでございましたけれども、勉強したり研究したりしているうちにどんどんと倒産の方向へいく場合もあるのだから、そういう長期の展望に立つて私は法律というものを立てなければいかぬと。

それから、先ほど大臣は、まあ何とかうまくやってくれるだろう——これは、うまくやってくれるかも知れない。しかし、中小企業においては、そううまく簡単にかぬと私は思うし、法律が一応改正になつてしまつて、今度は制定下になつてしまえば、これは政府は法律によつて今度責任を持つわけなんです、うまくやってくれるだろうという、あわいあなたの考えだけでうまくほんとうはいけるかどうか、これはちょっと私は心配にな

るのですが、この点をあわせて大臣の決意のほどをひとつお聞かせ願ひたいと思つたのです。

○国務大臣(菅野和太郎君) 先ほど大矢委員より、今度の法律案についてのいろいろ御批判並びに御教示を仰いだのでありますが、なるほどわれわれは内外の需要に応じて今度の法律案というものを考えたのであります。さていよいよこれを施行して、はたしてそれだけの効果を上げるかどうかということについては、これはわれわれもあ上がるという自信を今日は持つておりますけれども、しかし今後の情勢などによつて、あるいは不都合の点があるとなれば、これはもちろんそれを改正するのによぶさかではありません。

また、もう少し近代化を早めるということ、これは必要なこととわれわれも痛感しておるのでも、ごいまして、何も五年を待たなくても、できれば早くやつたほうがいいという考えをいたしております。それから、そういう点についての予算化などについては、これはひとつできるだけわれわれも考へて、来年度につきましては、本年度の実績を見てよくひとつ予算化の問題も研究してみたい、こう考へておる次第でございます。

なお、染色、縫製の問題については、今度の法律案に出ておりませんが、この必要性については私たちが痛感いたしておるのであります。まず基本的なもの、業界である紡績業と織布業に今度は着手したのでありますが、次には染色、縫製員については考へなければならぬというように考へております。これは必ず私は近い将来においてこの問題について皆さん方のまた御協議をお願いしたい、こう存じておる次第でございます。

で、まあいずれにいたしましても、この繊維産業のこの近代化の問題は、これは時を争うときであり、私は本年度から早々にこれに着手しなければ時を逸するといふ考へでおるのであります。それが内外の情勢がそういう情勢になつてきたということについての逼迫感を、急迫感を私は持つておるのであります。したがって、この繊維産業

業の今度の特別措置法というものは、ひとつ皆さん方の御了解を得て、皆さん方の御賛同を得てこれを實現化して、そして日本の繊維産業というものをりつぱにひとつ構造改善をして、あるいは低開業国との競争、あるいは先進国との競争にもたえ得るし、国内においては自由競争をやつて、そして適当な市価を持ち、適当な価格をもつてよい織物が売買されるというふうにしていきたいという考へを持つておるのであります。で、この繊維産業が日本の重要産業であるゆゑに痛切にそういうことをわれわれは考へておる次第であります。そういう点をわれわれは考へておる業界ばかりにまかす——私は自力更生ということに彼らに言つておられますけれども、しかし彼らの自力更生に待つことはもちろんであります。同時に、政府自体がやはりこれに對しては大いに指導して、そして彼らがほんとうに自力更生でやつていくように指導したいという考へをして、先ほど申し上げましたとおり、あくまで繊維産業についても、官民一体でひとつ新しい繊維産業を生み出めるように努力したい、こう考へておる次第であります。

○委員長(鹿島俊雄君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は尽きたものと認めて、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。それではこれより本案の討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。特定繊維工業構造改善臨時措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(鹿島俊雄君) 全会一致と認めます。

よつて本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、衆議院送付、石油開発公団法案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、まず政府委員から補足説明を聴取いたします。両角敏山局長。

○政府委員(両角敏山局長) 補足説明を申し上げます。
エネルギー革命の進展と、わが国経済の著しい発展によりまして、石油は今日わが国の最も重要な基礎エネルギー資源でございますが、本年二月総合エネルギー調査会の答申によりまして、今後ますます石油の重要性が増すことが予測されております。かような意味合いから、これをいかに確保してまいるかということが、今後のわが国の石油政策の最も重要な課題であると存じております。しかるにわが国におきましては、原油の九六%は輸入に待つております。また、そのうち八六%は外国資本からの供給に仰いでいる状況でございます。さらに地域的に申しますと、中近東から全体の九〇%を輸入をいたしておる、かような供給体制の上に幾多の問題がございまして、今後原油の供給確保につきましては、自主的な体制を整備するといふことがきつて肝要になつてまいつたと考へております。さような見地から、諸外国におきまして、国の力によりまして石油の海外開発というもののに対して強力な施策を展開をいたしておる次第でございますが、わが国も今後の安定低廉な原油の供給の確保のために、海外における原油の開発、国内における原油の開発を一そう促進し、これによりまして外貨の節約ないしは経済協

力にも資そうということを考えるわけでございませう。かような見地で、今日まで石油資源開発株式会社によりまして、わが国におきまします石油及び天然ガスの開発が推進をされてまいって、その成果も見るべきものがあつたわけでございませうが、今後は総合的な開発の推進母体を石油開発公社という形骸において設立をいたしまして、石油資源開発株式会社をこれに改組をいたしたいというのが、今回の石油開発公社の大体の趣旨でございませう。

以下法律案の内容につきまして、簡単に補足をいたしますと、
第一に、石油開発公社は、石油の探鉱に必要な資金の供給その他石油資源の開発に必要な資金の融通を円滑にする、こういった目的のために必要な業務を行なうこととしております。それによりまして石油資源の開発を促進し、石油の安定的かつ低廉な供給の確保をはかることを目的としたものであります。

第二に、石油開発公社の業務は、そのような目的を受けまして、海外における石油の探鉱に必要な資金を供給するための出資及び資金の貸し付け、海外における石油の探鉱及び採取に必要な資金にかかる債務の保証、石油探鉱機械の貸し付け、石油の探鉱及び採取にかかる技術に関する指導、国内における石油及び天然ガスの探鉱に必要な地質構造の調査等を行なうことになっております。

第三に、公社の資本金は昭和四十二年度に産業投資特別会計出資といたしまして四十億圓と、石油資源開発株式会社に対し、すでに政府から出資されております百二十八億五千六百万圓との合計すなわち百六十八億五千六百万圓といたしまして、政府全額とすることになっております。なお、今後必要によりまして公社に對しまして政府が追加出資を行なうことになっております。

第四に、公社の役員は、總裁、副總裁各一名、理事五名以内、監事二名以内といたしまして、總裁及び監事は通商産業大臣が任命し、副總裁及び

理事は通商産業大臣の認可を受けまして總裁が任命することになっております。役員任期は三年、再任されることのできるようになっております。

第五に、公社の予算、決算その他財務及び会計、公社業務に對する通商産業大臣の監督等、公社の業務、経理の適正かつ妥當な運営を期するための必要な規定を設けておる次第でございませう。

第六に、國策会社石油資源開発株式会社の石油開発公社への移行に伴いまして、その移行の円滑化等につきまして必要な規定を置いております。

すなわち石油資源開発株式会社は、株主總會の決議を経まして、公社に對し營業の全部を出資することができるといたしてございまして、政府以外の株主の所有株式は会社が買い取つて消却する。公社の一切の権利義務は、公社の成立時において公社に承継され、会社はその時に解散するものとし、解散時までに政府から公社に出資された額は、公社の設立に際し、政府から公社に出資されたものとすることとしております。また公社は、この法律の施行後三年間は、本来の業務のほか、通商産業大臣の認可を受けまして会社の従来の業務を行なうことができるものといたしてございまして、臨時にその業務を実施するための組織を設け、その経理を区分して整理することとしております。

以上、石油開発公社法案につきまして補足的な説明を申し上げた次第であります。

○委員長(鹿島俊雄君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(鹿島俊雄君) 速記を起して。

それではこれより質疑に入ります。質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○竹田現照君 この法律案の質疑に入る前にひとつお伺いしておきたいのですが、実はこれは衆議院の委員会でもそうですが、この前の参議院本会議で、与党の代表質問の中にもありましたけれども、この石油の問題に関連をして、特に中東問題に関連をして、国防上いろいろなことについて再

三の御質問があつたわけでありませうが、それとこの開発公社法案とどんな関連があるのですか。特にこれは衆議院の委員会でも与党の最後の質問の中にありましたし、政務次官がきかれて国防上ゆがせにできない云々というふうなかつて御答弁がありました。ですからその点、最初にひとつ質問しておきたい。

○國務大臣(曾野和太郎君) この石油開発公社は全く産業的な立場から私たちとしては考えておるのでありまして、軍事的なことは一つも考えておりません。

○竹田現照君 そこで、石油の備蓄問題でありませうが、いま中東問題を契機にして、この問題が、あとの質問でも触れますけれども、特に国防上非常に重要な問題なので、国防會議に出席されている大臣に、今後こういう観点からもひとつ話し合いを進めるようにお話しをしたい、そういうふうに政務次官はお答えになつてゐるわけですが、どうですか。

○國務大臣(曾野和太郎君) 通産大臣は、どういふわけが知らぬが、国防會議の委員ではありませうので、したがひまして国防會議でそういうことを言うチャンスはないわけでございます。

○竹田現照君 そうすると、ちよつと念のために伺ひますが、これは与党の樋口さんの御質問で、国防會議には云々ということ、最初政務次官は、出ておりませう、こういうことを言つておつたのですが、重ねて、「これは非常に失礼かもしれないが、通産大臣は国防會議の一員として席を連ねておるはずでございます」といふ質問に對して、政務次官は、「どうも間違ひまして申しわけございません。いままで出ておりませうが、その席においてはまだ話が出ておらないといふことでございます。こういう答弁ですから、通産大臣は国防會議に出席をされてゐることになつてゐるのですか、どうなんですか。

○國務大臣(曾野和太郎君) 私が通産大臣になつてから、国防會議というものに私出たことありません。

○竹田現照君 そうすると、メンバーじゃないのですか。

○國務大臣(曾野和太郎君) メンバーではありません。

○竹田現照君 国防會議に関する衆議院の商工委員会におけるこの公式のやりとり、しかも与党の委員と政府委員とのやりとり、これは明らかに間違ひなら間違ひだといふことで、いまこゝではつきりしておいていただきたい。

○政府委員(岡角良彦君) 補足的に説明申し上げます。国防會議の議員の中には通商産業大臣は含まれておりませんが、関係國務大臣の出席は必要に応じてあり得ることになっておりますが、今日まで通商産業大臣の出席はございません。なお、通商産業事務次官は、国防會議の幹事といたしましてこれに参加をいたしておるということになっております。

○竹田現照君 そうすると、これはあれでないですか。鉱山局長もこの委員会に出ていますけれども、政務次官がこんなことを答えて、しかも今後きわめて国防上非常に重要な問題であるから、話し合ひを進めるように大臣に申したい、こういうお答えをしてゐるわけですね。これは通産省の事務当局との話し合ひが全然ないまま、政務次官は答えてゐるのですか。

○政府委員(岡角良彦君) ただいまの政務次官の答弁につきましては、通商産業省といたしましては、事務次官が出席をいたすという趣旨で答へていただいたつもりでございます。

○竹田現照君 そうすると、大臣に言う必要はないわけですね。ところで最初からお話ししましたように、特に最近与党側の質問の中にこういうことがある。石油の備蓄に関連をしてお伺ひいたしますが、衆議院の商工委員会で答へてゐる、この国防上の見地から、また産業、経済の見地から云々といふことで、すみやかに二カ月の備蓄をはかりたいと考えてゐるという御答弁があるわけですが、これはあれですか。総理は参議院の本会議の八田さんの御質問には、たいへんうまくお答えをかわし

ていますけれども、この二カ月の備蓄をはかりたいという政務次官の答弁の内容というものは、とりわけ国防の見地からという一点にしておいてお伺いいたしますが、これはどのくらい必要とするのですか。この二カ月の備蓄の中には、国防上の見地から必要とするところの石油の備蓄というのは、どのくらいあるのですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) 二カ月の備蓄ということは、産業上の意味でわれわれは言うております。かりに二カ月もタンカーが来ない場合には、たちどころにもう電気がとまってしまいます。そういうことになる、日本の産業はすべて大打撃です、われわれの生活自体が混乱しますからして、そういう意味で、二カ月分の備蓄は必要だということをおっしゃるわけでありませう。

○竹田現照君 これは私は会議録に基づいてお伺いしております。その備蓄の最初に「国防の見地から」、それが「産業」、「国民生活を守る」、この続いておりますから、国防上の見地から、二カ月のうちのどれくらい必要とするのですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) 私は最初承ったのでありまして、政務次官がそういう答弁をしたということをお聞きしたわけでありまして、もし国防上ということになれば、おそらく二カ月どころか一年ぐらひは備蓄しなければならぬのじやないかと思ひますが、二カ月というのは、私は産業上の意味で、二カ月がぜひ必要だということをおっしゃるので、国防というものは全然私の頭の中にはありません。

○竹田現照君 これはしかし少なくとも衆議院の質疑応答の中で、このことが出ていまして、私がいまこういふことをお聞きしなければ、これははつきりしたものと国民の前に示されるわけですから、いま大臣がお答えになりましたけれども、そうかといつて、いま現に陸海空の自衛隊を持っておるわけですから、しかも本会議で参議院でも御質問があったように、ああいう中東のような問題が起きたときに、大部分石油を輸入しなければならぬといふいまの日本の状態の中

で、この陸海空の自衛隊が必要とする石油、こういうものは、かなりの量であると思ふのです。

いま大臣がお答えになったように、二カ月や三カ月どころの話じゃないと思ふのです。これは石油の備蓄という面では、少なくともいまの政府与党としては、全然度外視して考えていくわけにはいかない問題ではないかと思ふんですよ。そうすると、二カ月なら二カ月というのは、純然たる経済上の問題だという御答弁だとすると、国防上の見地からの備蓄問題というのは、どういふふうにかえられてゐるのか。両院における与党の質問があるから、あえて私はこの議院に聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(菅野和太郎君) そういう見地は、おそらくあるいは防衛庁長官が考えるかもしれませんが、私のほうは産業一点ばかりでありまして、二カ月もしタンカーが来なかつたら、電氣はとまる、日本の産業が全部とまる、われわれの生活もめっちゃめちゃにこわれてしまうので、せめて二カ月ぐらひは備蓄したいということをおっしゃる、二カ月というのを申し上げた次第であります。

○竹田現照君 きよの日本経済にちよと出ておりましたけれども、備蓄の問題について、通産省がお考えになつていらつしやるということをおっしゃる、これはやはりこの問題上、通産省で出ている資金面あるいは税法上の問題で出ています、これはやはりこの問題を所管しておる通産省と防衛庁との間に、全然話が合わないということ、私は私はないのじやないかと思ふ。防衛庁がかつてに石油を持つてきて、どこかに貯蔵しておくわけではないのですから、少なくとも通産省が所管しておるのですから、そういうようなことがありますが、私は本会議の質問なんつていうことも出てくるのじやないかと思ふのです。ですからこれは触れたくない問題でしようけれども、お答えとしては、いわゆる国防上の見地からちよと明らかにできないといふところなんぢやうけれども、やはりこれはほかが社会党といふうなことを離れてずつと見ましても、最近のうな自衛隊の装備だなんていうことになつてくる

と、大多数、石油、ガソリンを使うああいうものがびたつたとまつてしまへば、日本の自衛隊なんといふものはまるつきり用をなさないのでないかと、すなわち国民は考えていると思ふのです。そうすると、どうしても自衛隊を動かすというにはこれはそういうものが必要である。だからこそ中東の問題が出てきたようなときも、いまの段階において衆議院における委員会、あるいは参議院における防衛二法に対する代表質問の中でこの問題が触れられたと私は思ふのです。ですからこれが全然ちよとの問題であるといふふうには私は思へないので、政府、与党との間にこういう国防上の石油の問題についてどんなふうな話がなされてゐるのか、こういう点について最初に聞いておきたい、こう考へて最初の質問にしているわけ

です。

○国務大臣(菅野和太郎君) 防衛庁長官からそんな話は全然私聞いておりませんし、私自身が防衛上の立場から考へたこともありませんし、問題は、防衛と何かといひますけれども、日本の電氣がとまつたら防衛どころではない、われわれの生活自体が混乱のうちにちよとつてしまふ。私の考へでは、産業という立場から石油はせめて二カ月分備蓄したいという考へでいるわけでありませう。これが私はもうすべての基本だと思ひます。われわれの生活を安定させることがすべての基本だといふふうには考へておりませう、そういう意味でせめて二カ月分だけは石油の備蓄をしたいという考へでおるわけでありませう。

○竹田現照君 それではいま国内の石油の消費の中におけるいわゆる国防上の必要とする自衛隊の消費量といふのはどのくらいあるのですか。

○政府委員(岡角良彦君) 昭和四十二年度におきまして内需全体といたしましては一億五千万キロでございませう、そのうち防衛庁が購入をいたすと予定をされておる数量は六十六万キロでございます。すなわち一億五千万キロに對しまして六十六万キロが防衛庁の購入予定量でございませうから、全体の〇・六%ということになつてお

ります。

○竹田現照君 そうすると、これは防衛庁の話です。通産大臣にお聞きしてもわかりませんが、これは国内消費量の中に占める〇・六%という比率は、これは四十二年度ですね。

○政府委員(岡角良彦君) さようでございます。

○竹田現照君 そうすると、この四三年の中における率といふものは変わつていないのですか。

○政府委員(岡角良彦君) 昭和四十年、四十一年度過去二年度は〇・七%でございました。それが四十二年度におきまして〇・六%というふうになつてきております。

○竹田現照君 その落ちた原因というのは通産省でわかりませうか。

○政府委員(岡角良彦君) 主たる原因は内需の需要が上回つたといふこと。需要の伸びが上回つたといふことでございませう。

○竹田現照君 そうすると自衛隊そのものが使つてゐる消費量には変わりはない、そういうふうには理解していいのですか。

○政府委員(岡角良彦君) 微増でございます。

○竹田現照君 国防上の問題は、いま国会最終段階における一番山場の防衛二法の問題が関連をすることです。特にこの問題はつきりしておきたいと思つたんですけれども、きよは防衛庁がおりませうからあつて防衛庁にお伺いをいたします。

時間なきやうはあれですが二、三だけ簡単にお伺いいたしますが、この総合エネルギー調査会の答申の関連においてお伺いをいたしますけれども、この答申は衆議院においては一次答申とか何とかいろいろなことを言われて、早い機会に二次答申が出て、それを閣議においてはお伺いしたい、こういうことになつていますが、答申といふものは一次とも二次とも何とも書いてないわけですか。しかもこれは昭和六十年を一つの目安にして、約二十年に近い展望の上に立つて答申がなされておりますし、その答申に基づいて法律案の提案をされる趣旨の説明の中にもいろいろと書かれてゐる

わけですけれども、これは政府のどの機関において答申というものは確認をされているのか、どういふ扱い方になっているのか、この答申そのものが、その点についてひとつお聞きをいたしたい。

○政府委員(岡角良彦君) 本年の二月、総合エネルギー調査会から出ました答申は通産大臣あてに提出をされておる次第でございます。したがって、通産省に提出をいたしましたのはエネルギー施策の樹立、展開にあたりまして、この答申の内容を尊重いたしまして具体的な対策を立てておる次第でございます。

○竹田現照君 通常、答申というものはたとえば米は農林大臣、労働問題であれば労働大臣、あるいは医療問題であれば厚生大臣、そういうところに出されて、それが閣議にかかったり何とかして政府全体のものとしてその答申を確認するということ、手順を踏まれるのが常道なんですけれども、先ほど大臣がお答えになりましたように、きわめてこのエネルギーの問題はそれこそ石油がとまれば電氣もとまると国民生活がそのまますトツプしてしまふというくらい大事なものの答申が、どうして閣議の確認をとるといふ他の各省大臣にあてられている答申のような手続をとられないのですか。

○政府委員(岡角良彦君) 総合エネルギー調査会は通産省に設置をされております調査会でございます。したがって、その取り扱いまする問題、検討を願いまする内容も通産省の所掌行政を中心としたものでございまして、したがって、これを受けました通産大臣が、通産省の施策の中におきましてその答申の趣旨を尊重しながら具体策を展開をいたす、かような手続になつておる次第でございます。今後はさらに広範な問題にも及ぶことも考えられますので第二次答申等が出ました際におきましては、一括いたしまして国全体としての権威づけということを検討いたしたいということを考えております。

○竹田現照君 ところがこの答申の最後の結語の四項目に「政府においては、この答申の線に即し

てすみやかに所要の措置を検討立し、絶えず長期的総合的考慮の下に」云々と、ずっと書いて「エネルギー政策の目標の達成に遺憾なきを期すべきである」と政府に対する一つのあれが出ています。すね、とすれば、これは、私はやはりこの答申というものは第二次答申がどんなことになつてのかわかりませんけれども、国民生活にきわめて重要な関連性を持つておる答申であるだけに、いま私が言いましたこの結語の四項目に載つておるようなことから見て、政府全体としてこの問題を認め、これに対する政策を明らかにすべきではないか、そういうふうに思うのですけれども、どんなものでしょうか。

○国務大臣(曾野和太郎君) ただいま局長から答弁がありまして、先般のは第一次でありまして、第二次にまた答申があるのです、その第二次を待つて閣議決定をしたいと思ふのであります。が、しかし第一次の答申は、これは日本の石油の問題に関する根本策でありまして、これをやはり一日も早く実現したほうがよいということ、石油開発公団という案を考へて、この点については公社の開設は認めないという政府の方針でありますけれども、この石油問題は一日もおくらしてはいかぬということで、総理大臣と私は大蔵大臣とに談判——談判といつてはおかしいが、話をしまして了解を得て、ほかの公社公団は別にしまして、石油開発公団は、これはぜひ百年の大計を立てる国策としてやるべきであるということで、御賛成を得て今度の国会に法案を出した次第であります。でありますからして、第二次を待つてもなく、そういう基本的な問題は、ここで大体答申になつておりますから、これだけ早く、開発公団をつくつて早く海外の石油資源を、油田開発をしたほうがよいという、民族資本で開発したらいいというようなことから石油開発公団法案を出したような次第でございます。

○竹田現照君 これはあとで大蔵省あるいは、きょうは行管を呼んでいませうけれども、行管等にもお聞きをすることに関連をしますので

も、二次答申というのはいつ出てくるかわかりませんが、これは重要な答申だとすれば、一次であらうと二次であらうと、これはやはりその方針に従つてこれを尊重するといふ意味において、閣議でこれを確認をするといふか、了承するといふか、そういうことをするほうが、たとえば大蔵省、通産省、すべての関係する省とも一体となつて一つの大きな計画というものが打ち立てられるべきものではないか、そう思うのです。あとの質問に関連をするものですから、これは閣議で確認をしていないということになると——これは閣議に報告をされていなければ、この答申は。

○国務大臣(曾野和太郎君) 答申は閣議に報告しておりますけれども、石油開発公団をつくるということについては、予算閣議で決定したわけでありまして。

○竹田現照君 ですから、談判をして公団をつくられるのはいいのですが、ただ政府全般として、非常に大事なもののだから閣議で報告をし、それを確認をして政府の方針として、その中の一環としていまこの石油開発公団なる公団というものをつくると、それでこうこうという計画に基づいて進めるのだ、こうなつてくると金の問題も何もこれは政府全般の問題としてそれを進めるためにそれが付随してつていくと思ふのですが、あとで触れますが、これがはつきりしていないために、どうも納得がいけない面がありますから聞くのです。が、それじゃこの二次が出たときには、今度は閣議にかけられるのですか。その次には三次があるから三次が出たら一次、二次、三次をひくるめてそのときに閣議で政府の方針として確認をしますと、こういうことになるのですか。

○国務大臣(曾野和太郎君) 二次が出ますれば、それで一次二次とあわせて閣議の決定をしたい。お話のとおりやはり閣議で決定したほうが私のほうもやりやすいのであります。がしかし、二次の決定を持ち出さないでも私から言うところの予算、四十二年度はこの法案を出すについてはそれで二次の答申を待たずして一次の答申だけで幸い

総理や大蔵大臣の御了解を得て石油開発公団の法案を出すことができたのでありまして、でありますからして、大体もう皆さん方がこの石油開発公団の必要性ということについてはみな閣議の御了解を得ておる、こう私は考えておるのであります。

○竹田現照君 そうすると、この二次というのはいつ出るのですか。

○説明員(荒玉義人君) 大体いまのところ来年の夏ごろを目ざしてまいります。

○竹田現照君 これはまあ二月に答申が出たときは今度の中東動乱のような問題が起きていまして、常には日本としてはこの石油資源の確保というものが、きわめていままで以上にたいへんな問題としてお互いに検討され理解をされてきていた時期なんです。とすると、来年の夏ということになればまだまだたいへんな日数があるのですけれども、こういう国際情勢の変化の上になつて、これは当然——第一次の答申は変えないでこの開発公団の法案というものは出ていますけれども、この第一次答申に基づく日本のエネルギー資源の確保という問題は、来年の七、八月ごろに想定をされるであろう第二次答申を待つてもなく、当然政府全般としてこれは検討をすべき段階に国際情勢の変化に伴つてきておるのじゃないか、そう私は理解するのですけれども、通産省としてはそういうふうな理解の上になつて、これはおそまきではありますけれども、第一次答申を確認するとかしないとかいふのじゃなくて、この情勢の変化に伴つてわが国のこういう問題の進め方についてどうすべきであるかといふことをやっぱ検討すべき段階に追い込まれておるのじゃないかと思ふのですが、どうなんですか。

○国務大臣(曾野和太郎君) 中東の問題が起る前にこの法案については言つておるのであります。私は法案をつくつたのがよかったと思つて、中東問題が起つてから、早くこちらが決意したことがよかったと、こう私自身は思つておる

のであります。したがって先ほども申し上げましたとおり、早く百年の大計を立てなければならぬという必要性に迫られてきておるということを感じまして、第一次の答申を尊重して石油開発公団をつつたのであります。第二次のまた答申がありますれば、またそれによって、あるいはどういう内容のものか私まだはつきりいたしません。それによってこの石油開発公団の内容もあるいは変えなければならぬ問題が起こるかも知れません。がしかしながら、第一次の答申を尊重して今度は石油開発公団をつつた、私は早くつくったことがよかったというふうに私自身はそう考えておる次第であります。

○竹田現照君 この公団法案は法案としてあれですけれども、いま私が言っているように、新たな国際情勢の変化に伴ってこの資源確保という問題、エネルギー問題について当然に政府は政策を進めていく上を考えるべき立場に立たされておる。私は具体的に政府が検討されておらないように思いますが、おののかおらないのかかわりませんけれども、おらないのでしょうか。先ほどのたえは与党が質問をしている国防の見地だなどということだとして関係する通産大臣何れもあきらかにいわけですからね。しかも緊急なるがゆえに国会における代表質問の中にも当然に織り込まれておると思ふのです。とすれば、この開発公団は別として、答申の一次は一次、来々なら来々、たとえば第二次の答申でも、石油部門なら石油部門だけでももう少しテンポを早めて答申を早く出してもらうとか、大臣が先ほどお答えをしたように一次と二次とあわせて閣議にかけるとか言っておるのですから、とすれば、これを出したときの情勢とはもうかなり違ってきているわけなんです。それから、そういう点をあわせて閣議にかけるとか早めるために、二次答申を早目に出してもらうという努力を通産省もなされると同時に、いまの段階で、あれじゃないですか、中東のほうの石油がくるのは、多少いま楽観的なようですね、けれども、日

本は西欧の国と比べて、まあしかし値上がり避けられないというふうなことになるわけですね。五百円も七、八百円も上がるのだ、あるいはまた売り込みも、売るほうでたいへん強気になった。いままで弱気だったけれども逆に中東問題が起きてから強気になってきているのですから、だからカフジの石油の引き取りの価格がどうだこうだといつて、重要なこの問題については、いまちよつと、まるっきり攻守所を変えたような状態に置かれておるというふうなことも聞いておられますけれども、そういう状態もあわせて、やはりいまの段階でこの問題を閣議の段階において検討されるべき時期でないのか、そう思うのですけれども、これはどうなんですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) 公団自体については、一日も早くこの公団法の成立をお願いして、そうして中東問題で教えさせられたことは、石油の供給源を中東に限って仰いでいることが危険性があるということを教えられましたからして、したがって、石油の供給源を各方面に求めたいという考えをいだしておるのではありません。あるいはアラブスカ、あるいはインドネシア、あるいは将来はシベリアなども考えられると思ひますが、そういうことで石油供給源を各方面にして、そうして中東ばかりにたよってはいかぬということが、今度の中東問題で痛切に教えさせられた問題でありますからして、そういうことにおいて、今後各地の油田開発のことについては、一そうひとつ促進して仕事を始めたい、こう考えている次第であります。

○竹田現照君 それでは通産省としてことしの二月二十日に出された、言うところの第一次答申で、すか、これのおもな内容というものをどういうふうな把握をされ、それに基づいてエネルギーの需要計画というものをどういうふうな示そうとされているのですか。

○説明員(荒玉義人君) 二月の答申のおもな内容をかいつまんで申し上げます。大体この答申は将来の日本のエネルギー政策の基本的な方向を示し

たわけでございます。

まず第一に、エネルギーの供給というものは、低廉かつ安定、これが原則でございます。ただし、エネルギーが国民経済的に非常に重要でございます。したがって、国全体の利益というものはやはり考えなければいけません。このために総合的な長期的な観点に立つて国際収支の安定あるいは公害の防止あるいは雇用の問題あるいは地域振興といふことが、特に産業地帯の問題、関連産業の振興といふ、それぞれの国全体の利益を調整しながら、先ほど申しましたような低廉かつ安定の供給を確保する、これが一言で言えば骨子でございます。

その次は、非常に複雑な国際情勢でございますので、エネルギー供給につきましましては、わが国の対外的な自主性を確立するということを考えております。大体そういう基本原則に基づきまして、それぞれエネルギー種別ごとにつきまして将来どういふふうな姿になっていくかという見通しをいたしました。まず、石炭あるいは水力、こういった国内エネルギー資源を十分活用いたしまして、それから原子力エネルギー、これはたいへん今度の法案に関係いたしますが、日本みずからの力で海外資源を、特に石油資源を開発する。自分たちの力でもつと重点を置いて開発する。あるいはそのうちではさつき言いました石油のみならず原子力、で、そういう考え方を立ちまして、量的に将来の供給をなげますと、まず水力につきましましては年間百万キロワット程度の開発を進めていく。それから石炭につきましましては、種々なる論議の結果、一応五千万トン程度の出炭規模を今後確保していく。それから海外開発原油につきましましては、大体昭和六十年におきまして、わが国に必要な原油の三〇%を確保する。原子力につきましましては積極的に開発を進めまして、六十年代末には四千万キロワット程度の原子力発電をやっていく。そうして、そういう原子力発電に必要なウラン燃料の確保をはかっていく。以上が基本方

向、並びにそれが各種別のエネルギーにあらわしました長期的な構想でございます。

○竹田現照君 それでは、その計画の中でいま最後にちよつと触れられましたからお聞きをいたしますが、この原子力の関係ですね、これ六十年というの昭和六十年のことですか。

○説明員(荒玉義人君) さようでございます。

○竹田現照君 これは原子力は一九八〇年ごろになると、むしろかなり何といひますか、実用化といふのが商業化といふのか、こういうようなものがなされるというふうなことも言われているのですが、この石油は昭和六十年に海外に三〇%、こういうようなことを海外開発に求めているわけですが、その場合の石油の海外開発に占める位置というのか地位といふのか、そういうものはどういふことになるのですか。原子力との関係、ちよつと私の理解では石油のほうは五年ぐらいおくられておるのじゃないかという感じがしますけれどもね。これは科学技術庁にお尋ねをしておりますからわかりませんが、一九八〇年といふと、この石油の昭和六十年と比べると五年早くするわけですから、最近の原子力の急激な発達ということも考えましたときに、原子力と石油その他を含めた総合エネルギー政策の樹立の面から考えて、いま通産省が法律案として出されておる海外開発との関連性というふうなものは、どういふふうな検討をされているのですか。

○説明員(荒玉義人君) いま先生のおっしゃった点は二つ問題があったと思ひます。一つは、将来原子力と石油との関係はどうなるか。その次は、そういう場合、なおかつ三割程度確保するといふのはどういふ意味を持っておるか、大体二点じゃないかと思ひます。

最初の問題点につきましては、実はいろいろ調査会でも議論がございました。いまは油の時代ですが、むしろ原子力の時代という議論がずいぶんございました。したがって、当初いままは申しましたように六十年代四千万キロワットという数字というものは、これは科学技術庁という相

紹介議員 野澤 勝君
この請願の趣旨は、第一二四三号と同じである。

第二九三三号 昭和四十二年七月三日受理
電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願(二十通)
請願者 福岡県久留米市通町六丁目 城間 盛繁外十九名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一二四三号と同じである。

第二九三三号 昭和四十二年七月三日受理
電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願(二十通)
請願者 岩手県北上市花園町三ノ四ノ一四 佐藤佐助外二百五十名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一二四三号と同じである。

第三一五〇号 昭和四十二年七月四日受理
電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願(十四通)
請願者 福島市飯坂町湯町六 佐藤吉治外百三十九名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一二四三号と同じである。

第三一九七号 昭和四十二年七月五日受理
電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願
請願者 広島県佐伯郡廿日市町宮内 森田 旭外二百八十九名
紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第一二四三号と同じである。

第三一九八号 昭和四十二年七月五日受理
電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願(十八通)
請願者 静岡県焼津市小川一八五ノ二八

八木猛外百七十四名
紹介議員 瀬谷 英行各
この請願の趣旨は、第一二四三号と同じである。

第三一九九号 昭和四十二年七月五日受理
電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願(十九通)
請願者 東京都杉並区和泉二ノ四一ノ一五 小沢一貴外十八名
紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第一二四三号と同じである。

第三二六六号 昭和四十二年七月五日受理
電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願(五通)
請願者 山形県東田川郡余目町沢田 佐藤 光雄外四百九十六名
紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第一二四三号と同じである。

第三二七三号 昭和四十二年七月五日受理
電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願(七通)
請願者 東京都江東区北砂町四ノ三六ノ三 二青木方 駒井幸男外八十名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一二四三号と同じである。

第三三四七号 昭和四十二年七月六日受理
電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願(十三通)
請願者 佐賀市赤松町一〇ノ九 山田博義 外百二十七名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一二四三号と同じである。

第三四二五号 昭和四十二年七月六日受理
電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願

請願者 鳥取市下砂見五二九 山内清外三百五十名
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第一二四三号と同じである。

第三四二六号 昭和四十二年七月六日受理
電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律制定反対に関する請願
請願者 鳥取市相生町一ノ一〇六 福岡文 太郎外二百九十名
紹介議員 木村鶴八郎君
この請願の趣旨は、第一二四三号と同じである。

第二八八五号 昭和四十二年七月三日受理
中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に関する請願
請願者 山形市香澄町一ノ二ノ三〇 斎藤 誠
紹介議員 白井 勇君
農業協同組合の事業は、全国的に中小企業分野へ不当に進出しているため、これが是正のため、左記事項の実現を図られたい。

一、中小企業の事業活動の機会の適正な確保を図るための措置(農協と中小企業との紛争処理のための公正な調停機関の設置等)を講ずること。

二、農協法の員外利用を規制すること。

三、農協法を改悪しないこと。

理由
農協は、農業用資材はもちろんのこと、生活用物資を中心としたスーパー経営による購買活動及び理容、美容等のサービス部門への進出、金融事業、共済事業の拡大、さらに官公需受注の独占化等巨大な独占企業体とならぬ異ならない事業活動を行ない、中小企業を完全に農村から追放しようとしており、これがために関連のある中小企業の廃業倒産は激増している。

第三二一五号 昭和四十二年七月五日受理

中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に関する請願
請願者 山口県萩市唐樋町五五株式会社萩キセキ商會内 竹原純一
紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第二八八五号と同じである。

第三二一六号 昭和四十二年七月五日受理
中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に関する請願
請願者 岩手県一関市青葉一ノ一ノ三三株式会社岩手農業機械化センター社長 山下勝久
紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第二八八五号と同じである。

第三二二八号 昭和四十二年七月六日受理
中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に関する請願
請願者 山梨県甲府市丸ノ内二ノ三一ノ五 山梨県農業機械商業協同組合理事長 岩間要治
紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第二八八五号と同じである。

第三四一五号 昭和四十二年七月六日受理
中小企業の事業活動を圧迫する農協事業の是正に関する請願
請願者 茨城県水戸市三ノ九一ノ三ノ五茨城農機具商業協同組合理事長 安達勝次郎
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第二八八五号と同じである。

第九部 商工委員会會議録第十八号 昭和四十二年七月十八日【参議院】

第十四号中正誤

ベシ段行 誤 正

二 三 びひと ぜひと
 八 七 ほかの も ほかの人にも

商工、農林水産委員会連合審査会會議録第一号
 中正誤

ベシ段行 誤 正

二 一 三 大午亡 大手亡

三 一 四 上掲 上場

四 一 〇 ものではないか ものではないの
 ではないか

七 二 三 大豆 大豆
 取引人 取引員

昭和四十二年七月二十七日印刷

昭和四十二年七月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局